

第23回 参議院議員通常選挙

任期満了（7月28日）に伴い、第23回参議院議員通常選挙が行われます。

この選挙は、各都道府県の区域を単位として行われる選挙区選挙と、全国を単位として行われる比例代表選挙のそれぞれに投票する2票制の選挙です。投票日が決定しましたら、投票所入場整理券をお送りしますので、皆さんそろって投票しましょう。

問合せ 市選挙管理委員会（内線2246）

投票方法

選挙区選挙では候補者名を、比例代表選挙では候補者名（参議院名簿登載者）、または政党名のいずれかを書いて投票します。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に、仕事や外出などの事情で自ら投票所に行くことができない、またはその見込みである場合、期日前投票または不在者投票をすることが出来ます。

☆期日前投票

投票手続き 本人が直接、久喜市役所または各総合支所に来庁し、投票所入場整理券裏面の宣誓書または期日前投票所に備え付けの宣誓書に列挙されている事由の中から、該当するものを選択した上で、投票することが出来ます。

期間 公示日の翌日から投票日の前日まで

時間 8時30分～20時

場所 久喜市役所4階第6会

議室、菖蒲総合支所4階第1

集会室、栗橋総合支所2階第

1会議室、鷲宮総合支所3階

庁議室1

持参するもの 投票所入場整理券（紛失や届いていない場合などは、受け付けでその旨をお知らせください。）

☆不在者投票

①不在者投票を行うことが出来る病院・施設（指定病院等）に入院・入所している方が投票する場合

院長や施設長に申し出て、その病院・施設内で投票することが出来ます。（市内の指定病院等は別表のとおり）

市外の病院・施設に入院・入所をしている場合は、指定病院等かどうかを直接病院・施設で、確認いただくか、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

②郵便等により投票する場合

身体に重度の障がい等があり、一定の要件を満たす方は、自宅で郵便等により投票する

ことが出来ます。この方法は、

時間がかかりますので、該当される方、もしくは該当すると思われる方は、お早めに市選挙管理委員会までお問い合わせ、または申請してください。

③滞在地で投票する場合

市外の滞在が長期にわたる場合は、不在者投票宣誓書（兼請求書）に必要事項を記入し、事前に市選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。滞在地の選挙管理委員会の立ち会いのもとで投票することが出来ます。

代理投票・点字投票

☆代理投票

身体に障がいがあるなど、自ら候補者名等を書くことができない方は、投票所の係員にお知らせください。係員が候補者名等を代筆します。

☆点字投票

目の不自由な方は、点字で投票出来ます。点字器と点字

別表 久喜市内不在者投票指定病院等（13か所）

指定病院等名	所在地	電話番号
久喜総合病院	上早見418-1	26-0033
新井病院	久喜中央2-2-28	21-0070
愛生会病院	久喜中央4-3-1	21-0721
久喜すずのき病院	北青柳1366-1	23-6540
蓮江病院	本町1-7-12	21-0061
埼玉県済生会栗橋病院	小右衛門714-6	52-3611
東鷲宮病院	桜田3-9-3	58-2468
特別養護老人ホーム鶴寿荘	北青柳1364	23-6288
特別養護老人ホーム久喜の里	下早見1728-1	25-2100
特別養護老人ホームしょうぶの里	菖蒲町下栢間2815-1	85-6688
特別養護老人ホーム栗橋翔裕園	栗橋310-1	52-6611
特別養護老人ホーム恒寿苑	中妻902	58-7577
特別養護老人ホーム鷲宮苑	上川崎607	58-7762

用の投票用紙、点字の候補者氏名一覧が用意してありますので、投票所の係員にお知らせください。

選挙公報を発行します

候補者の政見や写真などを掲載した選挙公報を発行します。よく読んで投票するときの参考にしてください。

各世帯へは新聞折り込みで配布します。また、久喜市役所または各総合支所、公民館、郵便局、農協などにも備え置きますのでご利用ください。

選挙管理委員会からのお知らせ

選挙に当たっては、常に良心や自由意志に基づいて清い一票を投じ、買収、供応などのルール違反には絶対対応しない強い意志を持ちましょう。

公職選挙法では、候補者よりもより、何人も酒を飲ませたり金銭や物を配ったりして有権者を買収し、投票を得ることは固く禁止されています。

「贈らない・求めない・受け取らない」をモットーに選挙を行います。